

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
準中型自動車（第一 種）技能検定部外委 託 外1件 （数量：1人外）	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 三澤 英樹 埼玉県熊谷市拾六間 839	令和元年8月7日	株式会社寄居武蔵野 自動車教習所 埼玉県大里郡寄居町 大字用土字山井ノ岡 539	7030001085989	一般競争入札	1,293,676	1,165,596	90.1%				
第21期空曹予定者課 程の現地研修に伴う 人員輸送外1件 （数量：一式）	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 三澤 英樹 埼玉県熊谷市拾六間 839	令和元年8月9日	秩父観光興業株式会 社 埼玉県熊谷市桜木町 1丁目1番地	1030001085012	一般競争入札	1,712,362	1,568,040	91.6%				
栄養補助食品D 外 26品目 （予定数量：301個 外）	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 三澤 英樹 埼玉県熊谷市拾六間 839	令和元年8月16日	株式会社ケーエム物 産 東京都葛飾区西亀有 3丁目2番3号	6011801001320	一般競争入札	1,905,627	1,571,810	82.5%				
牛バラ肉 外13品目 （予定数量：31kg 外）	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 三澤 英樹 埼玉県熊谷市拾六間 839	令和元年8月16日	有限会社アライ 群馬県太田市亀岡町 439番地1	9070002027927	一般競争入札	1,876,186	1,173,477	62.5%				
ゆず大根 外46品目 （予定数量：12kg 外）	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 三澤 英樹 埼玉県熊谷市拾六間 839	令和元年8月16日	株式会社名給 愛知県名古屋市熱田 区新尾頭2丁目2番61 号	5180001022946	一般競争入札	2,018,510	1,560,739	77.3%				
清缶剤 外1品目 （数量：65箱外）	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 三澤 英樹 埼玉県熊谷市拾六間 839	令和元年8月20日	みどり化学株式会社 東京都新宿区西落合 2丁目9番16号	9011101020621	一般競争入札	1,793,664	1,715,256	95.6%				
清缶剤 外2品目 （数量：90箱外）	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 三澤 英樹 埼玉県熊谷市拾六間 839	令和元年8月20日	寺木産業株式会社 埼玉県さいたま市北 区土呂町1丁目59番 地7	2030001005646	一般競争入札	5,297,400	4,237,920	80.0%				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
目隠しフィルム 外 120品目 (数量：9個箱外)	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 三澤 英樹 埼玉県熊谷市拾六間 839	令和元年8月23日	石山商工株式会社 埼玉県熊谷市間屋町 4丁目2番7号	7030001084446	一般競争入札	2,318,136	1,933,347	83.4%				
基地内立木撤去 (数量：一式)	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 三澤 英樹 埼玉県熊谷市拾六間 839	令和元年8月28日	有限会社石川造園 群馬県館林市下三林 町1212番地の1	6070002033060	一般競争入札	9,266,251	6,864,000	74.1%				
インクジェットプリンター 外113品目 (数量：1個外)	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 三澤 英樹 埼玉県熊谷市拾六間 839	令和元年8月29日	有限会社保泉商店 埼玉県熊谷市上川上 1093番地94	3030002114172	一般競争入札	2,991,411	2,255,590	75.4%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。